

総行選第56号

平成28年5月27日

各都道府県知事 殿  
各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法  
の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第190回国会において成立をみた衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）は、平成28年法律第49号及び平成28年政令第228号をもって、それぞれ本日公布されました。

今回の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の改正は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成28年1月14日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を10人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成32年以降10年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成27年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずること等を、衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令の改正は、改正法の施行に伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案の作成に用いる日本国民の人口について、最近の国勢調査の調査期日以後に都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合における特例を定めることを、それぞれ目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法及び改正令を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「新選挙区画定審議会法」という。）及び公職選挙法（以下「新公選法」という。）並びに改正令による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法施行令（以下「新選挙区画定審

議会令」という。)の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

## 記

### 第1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び同法施行令の一部改正

- 1 統計法第5条第2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査(改正法施行直後のものは、平成32年の国勢調査)の結果に基づく新選挙区画定審議会法第3条第1項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の日本国民の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の日本国民の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。))の合計数が新公選法第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)とするものとされたこと。また、各選挙区の人口についても、最近の国勢調査の結果による日本国民の人口とされたこと(新選挙区画定審議会法第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項関係)。
- 2 衆議院議員選挙区画定審議会は、各選挙区の国勢調査(統計法第5条第2項ただし書の規定により10年ごとに行われる国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、新選挙区画定審議会法第2条の規定による勧告を行うものとされたこと(新選挙区画定審議会法第4条第2項関係)。
- 3 2の勧告に係る新選挙区画定審議会法第3条第1項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとされたこと(新選挙区画定審議会法第3条第3項関係)。
- 4 新選挙区画定審議会法第3条第1項に規定する最近の国勢調査の調査期日以後に都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合には、当該都道府県、郡又は市町村の日本国民の人口は、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定の例により都道府県知事が告示した日本国民の人口によるものとされたこと(新選挙区画定審議会令第4条関係)。

## 第2 公職選挙法の一部改正

- 1 衆議院議員の定数は465人（改正前475人）とされ、そのうち小選挙区選出議員の定数は289人（改正前295人）、比例代表選出議員の定数は176人（改正前180人）とされたこと（新公選法第4条第1項関係）。
- 2 衆議院小選挙区選出議員の選挙区は別に法律で定めるものとされたこと（新公選法第13条第1項関係）。
- 3 衆議院比例代表選出議員の各選挙区の議員数は、各選挙区の日本国民の人口を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の日本国民の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が新公選法第4条第1項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とするものとされたこと（新公選法第13条第7項関係）。

## 第3 平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告等

- 1 衆議院議員選挙区画定審議会は、新選挙区画定審議会法第4条の規定にかかわらず、平成27年の国勢調査の結果に基づく同法第2条の規定による改定案（以下「平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の作成及び勧告を行うものとされたこと（改正法附則第2条第1項関係）。
- 2 平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第3条の規定にかかわらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（以下「小選挙区」という。）の数は、次に掲げる都道府県の区分に応じ、それぞれ定める数とするものとされたこと（改正法附則第2条第2項関係）。
  - (1) 289人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成27年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第4条第1項の国勢調査とみなして第1の1の例により得られる小選挙区の数（以下「新方式小選挙区定数」という。）が、改正法による改正前の公職選挙法（以下「旧公選法」という。）別表第1における都道府県の区域内の小選挙区の数（以下「改正前小選挙区定数」という。）より少ない都道府県のうち、当該都道府県の平成27年国勢調査人口（平成27年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下同じ。）を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における

- 第1順位から第6順位までに該当する都道府県 新方式小選挙区定数
- (2) (1) に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数
- 3 平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定審議会法第3条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならないものとされたこと（改正法附則第2条第3項関係）。
- (1) 各小選挙区の人口に関し、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 各小選挙区の平成27年国勢調査人口が、平成27年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成27年国勢調査人口の最も少ない小選挙区の平成27年国勢調査人口以上であって、かつ、当該平成27年国勢調査人口の2倍未満であること。
- ロ 各小選挙区の平成32年見込人口（平成27年国勢調査人口に、平成27年国勢調査人口を平成22年国勢調査人口（平成22年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が、平成32年見込人口の最も少ない都道府県の区域内における平成32年見込人口の最も少ない小選挙区の平成32年見込人口以上であって、かつ、当該平成32年見込人口の2倍未満であることを基本とすること。
- (2) 小選挙区の改定案の作成は、旧公選法別表第1に掲げる小選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とすること。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平成27年国勢調査人口及び平成32年見込人口の均衡を図り（イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。
- イ (1) イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区
- ロ 2(1) に掲げる都道府県の区域内の小選挙区
- ハ (1) の基準に適合しない小選挙区
- ニ ハに掲げる小選挙区を(1) の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区
- 4 平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案の勧告は、新選挙区画定審議会法第4条の規定にかかわらず、改正法の施行の日から1年以内においてできるだけ速やかに行うものとされたこと（改正法附則第2条第4項関係）。
- 5 政府は、平成27年の国勢調査の結果に基づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第2条の規定による勧告があったときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとされたこと（改正法附則第2条第5項関係）。
- 6 新公選法第13条第1項に規定する法律で定める新公選法別表第2に規定する

各選挙区（以下「比例選挙区」という。）の議員数は、次に掲げる比例選挙区の区分に応じ、それぞれ定める数とするものとされたこと（改正法附則第3条関係）。

- (1) 176人を衆議院比例代表選出議員の定数と、平成27年の国勢調査を新公選法第13条第7項の国勢調査とみなして第2の3の例により得られる議員数（以下「新方式比例定数」という。）が、旧公選法別表第2に規定する各選挙区の議員数（以下「改正前比例定数」という。）より少ない比例選挙区のうち、当該比例選挙区の平成27年国勢調査人口を新方式比例定数で除して得た数が最も少ない比例選挙区から順次その順位を付した場合における第1順位から第4順位までに該当する比例選挙区 新方式比例定数
- (2) (1)に掲げる比例選挙区以外の比例選挙区 改正前比例定数

#### 第4 施行期日等

- 1 改正法及び改正令は、公布の日から施行するものとされたこと。ただし、新公選法の規定は、同法第13条第1項に規定する法律の施行の日（以下「一部施行日」という。）から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 新公選法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下「一部施行日以後の初回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第4条関係）。
- 3 改正法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとされたこと（改正法附則第5条関係）。